

令和 7 年度宇城市子育て世帯定住促進事業補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇城市への子育て世帯の定住を促進し、地域の活性化を図るため、住宅の新築又は購入に対し、予算の範囲内で宇城市子育て世帯定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成 17 年宇城市規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物であって、自己の居住の用に供する専用住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 新築 新たに住宅を建設することをいう。
- (3) 購入 未入居の建売住宅を購入することをいう。
- (4) 定住 3 年以上連続して居住する意思をもって、本補助金の交付申請を行った住宅に住民票を異動することをいう。
- (5) 転入 市外に住民登録があり、当該住宅に住民票を異動することをいう。
- (6) 契約 当該住宅の新築工事請負契約又は不動産売買契約をいう。
- (7) 子育て世帯 転入後の同一世帯内に本補助金の交付を申請した日において小学校入学前の世帯員が 1 人以上いる世帯
- (8) 市税等 市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (9) 暴力団 宇城市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (10) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、子育て世帯の登記名義人で、当該住宅の契約を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 3 親等以内の親族間において、当該住宅の新築又は購入に係る契約を締結した者
- (3) 本補助金の対象となる住宅に関して、国、県又は市の制度によるほかの補助等を受けている者
- (4) 住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替として、住

宅を新築又は購入した者

(5) 暴力団員、暴力団又はそれらと密接な関係を有する者

(6) 暴力団員、暴力団又はそれらと密接な関係を有する者と本補助事業に係る契約をした者

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、50万円とする。なお、補助金の交付は、住宅1戸につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 同意書(別紙1)

(2) 確認書(別紙2)

(3) 誓約書(別紙3)

(4) 世帯員全員の住民票の写し(発行されて3月以内のもの)

(5) 市税等の未納がないことの証明書(発行されて3月以内のもの)

(6) 新築工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し

(7) 間取りがわかる図面等(併用住宅の場合に限る。)

2 前項の申請書の提出期限は、契約をした日の翌日から起算して1月を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金額の交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認め補助金の交付を決定したときは、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助の要件に適合しないと認めたときは、その理由を付して、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第7条 交付決定者は、当該住宅に転入した日の翌日から起算して3月を経過する日又は令和9年2月27日のいずれか早い日までに、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 登記事項証明書(登記簿)の写し

(2) 工事費用又は購入費用の支払額がわかる書類(領収書等)

(3) 位置図

(4) 住宅の全景がわかる写真

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、現地調査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに宇城市子育て世帯定住促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を当該交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。ただし、やむを得ない理由により市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から3年以内に当該住宅の売買若しくは賃貸契約を締結又は世帯の全員が市外に転出したとき。

(3) 補助金の交付を受けた日から3年以内に、当該住宅を取り壊したとき。

(4) この要綱に違反していることが認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金交付取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を受けた者（同一世帯者を含む。）から、再度当該補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が前条に規定する補助金の交付の取消しを受けたときは、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金返還命令書（様式第8号）により、期間を定めて既に交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。

（証拠書類の保管）

第12条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間とする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月30日から施行する。